

平成 29年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 29年 3月 2日 (木)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 29年 3月 17日 (金) 14時 00分
散 会	平成 29年 3月 17日 (金) 15時 56分
出席議員	議長 矢野 勉 1番 深野良二 2番 田口讓司 3番 横山善美 4番 山本一洋 5番 奥村忠義 6番 木村博文 7番 石丸時次郎 8番 栗野光雄 9番 山本久矢 10番 川上康男 11番 福本秀昭 12番 梅田美代子 13番 一木哲美 14番 河内直子 15番 田中政浩
出席議員数	16名
欠席議員	なし
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田頭喜久巳 副町長 中野高文 教育長 大雄信英 総務課長 入江哲生 企画課長 岩下定徳 財政課長 藤本英明 税務課長 美根 勉 住民課長 大武一幸 健康課長 神本浩美 環境防災課長 林 浩嗣 建設課長 原口博文 都市計画課長 重信英志 農林商工課長 近藤亮太 上下水道課長 川波 剛 福祉課長 久家 和文 こども課長 亀田美香 教育課長 森部純一 生涯学習課長 松尾和彦
欠席者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 倉掛俊一 議会事務局主査 石橋 さやか

議 事 録

平成29年第1回定例会

[最終日]

平成29年3月17日（金）

開 議	
議 長	<p>皆さんこんにちは。 本日の出席議員は16人です。 定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(14:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>町長から、追加議案の提案理由の説明を求めます。</p> <p>町長</p>
町 長	<p>こんにちは。</p> <p>本日は、平成29年第1回筑前町定例会の最終日でございますが、議会初日においてございましたように、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>承認第2号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、池田・向原線道路改良及び調整池築造工事を施工するにあたり、工事内容の変更に伴う工事請負契約の変更をする必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものです。</p> <p>以上、追加議案を提案させていただきますので、慎重にご審議のうえ、承認いただきますようお願い申し上げます。追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>町長の提案理由の説明が終わりました。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第2号「訴えの提起について」を、議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>全員協議会の説明の中で、納税相談の中でサラ金の過払い金が判明したということでした。サラ金からの借金がある方は多くの場合、複数社から借入れを行っています。他にはなかったのか、お尋ねをいたします。</p>
議 長	<p>税務課長</p>
税務課長	<p>お答えいたします。</p> <p>町の納税相談に国税OBの収納対策アドバイザーが、やはり数名の滞納整理ですね、その納税相談を聞くときにしかそういうのが分からないんですけど、今分かっているのが、この大きな180万程度の差し押さえの物件ですけど、あと1件小さなですね、2、30万の部分についてあったんですけど、その部分については個人から対応してもらうように、収納対策アドバイザーが、一応このようにしてくださいという指導をされてですね、そのように対応してあるということで聞いております。</p> <p>あとはまた、今後ですね、そういう納税相談の中で、そういう方と当たった場合には、そういうことで出てくると思います。以上でございます。</p>
議 長	<p>一木議員</p>
一木議員	<p>同じく質問させていただきますけど、この過払い金差し押さえについてということで、本来であればこういったことにつきましては、当事者と申しますか、が相談等をなされて行くものであるんじゃないかなというふうに考えるわけでございますけども、説明等で事情、状況等は承知するところでございます。</p> <p>筑前町から裁判所へ訴えるための弁護士の訴訟委任契約の費用ということでございますけども。</p> <p>こういったことというのは、筑前町においては初めてじゃないかなと思うんですね。他の自治体等でもこういったことについてはですね、町なり市とかですね、当事</p>

	者になり代わりと言いますか、裁判の費用を立て替えたりということ等が行われてあるものか、その点について、お尋ね申し上げたいと思います。
議 長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 現在来ていただいております国税OBの収納対策アドバイザーが経験してあるのが、うきは市と大刀洗町、大体26年、27年、そういう同じようにですね、こういう物件がありまして対応いただいております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	それではお尋ねいたしますけれども、今後こういった類似、こういったことが発生した場合は、やはり十分に内容等を審査をなされるのでしょうか、今後こういったことはあり得るということによろしいんですか。
議 長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 現在のところですね、もしかしたら、いろいろと納税相談をあたっていただいておりますけど、こういうのはもしかしたらこれが最後かもしれないという状況でですね、あたってはいただいている状況でございます。 何と言いますか、返済が終わってから10年という期間がありますからですね、それまでに、もし、そういうのがあるかどうかというのは、今のところ未定でございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	私はいろいろと拡大解釈をするんですけども、こういったことを町が町費を投じて行うとですね、相談があり二度三度ということが続いていくということも考えられますので、この辺りはですね、慎重に判断をしながら受け止めていかなければならないんじゃないかなということを考えるわけでございます。 その点を含めてですね、今後の取り扱いを慎重にお願いしたいと思います。以上です。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第2号「訴えの提起について」を、採決します。 議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第2号「訴えの提起について」は、原案のとおり可決されました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第3号「曾根田川河川改修事業薬師前橋架換工事に係る第1回変更基本協定の変更について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案の説明の中で、労務費アップ、資材代がアップという説明がありました。この5つの工事全部が労務費と資材がアップしたんでしょうか、お尋ねします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 設計自体は朝倉県土整備事務所がしておりますので詳細には把握をしておりませんが、すべての工事の中に労務費なり資材費は含まれておりますので、すべてに

	該当するものと判断しております。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	このことは27年6月議会で最初、当初の協定の期間は平成26年9月22日から平成28年3月31日まででございました。今回が2度目の変更ということでございますけれども、こういった県と町が費用等を分担して行うという事業等について、こういった形になるのかなというふうに思いますけどですね、今後もまた変更等が生じるのかどうか、そのあたりについてお尋ねをいたしたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 協定期間が1年延びましたのは、説明でも申し上げましたように、労務単価等のアップの分と国の社会資本整備事業でございまして、国の交付金のつきが悪かったというのも1つの要因としてございます。 今回の工事につきましては、29年度で完了という形で、現時点では朝倉県土のほうからは聞いているところでございます。 今後別な橋梁の工事等が出た場合には、同じように変更の可能性は出てくると思います。以上でございます。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第3号「曾根田川河川改修事業薬師前橋架換工事に係る第1回変更基本協定の変更について」を、採決します。 議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第3号「曾根田川河川改修事業薬師前橋架換工事に係る第1回変更基本協定の変更について」は、原案のとおり可決されました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第4号「町道の路線認定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案の説明の中で、路線番号1410と1417は認定が漏れていたのに認定するという説明がありましたが、いつから漏れていたのかお尋ねします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 かなり相当昔にですね、開発がされていたもので、具体的な資料等がございませんので、何年度開発かというのがちょっと具体的には分かっておりませんが、このたび開発された区域の一区画に建築をしたいということで相談があったときに、認定がされてないものが発見したようなものでございます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	他にこういった路線漏れの路線とかはないんでしょうか、お尋ねします。
建設課長	お答えいたします。 建設課のほうで道路網図は作っておりますけども、すべての道路がその中に入っているかというのは、なかなか面積なり延長からして厳しいものがございますので、可能性としてはまだ認定されていない道路は、ある可能性はあると思います。
議 長	木村議員

木村議員	<p>お尋ねします。</p> <p>この中に今回のですね、路線認定の中に菊沢2号線が入っております。</p> <p>これでですね、これは開発に伴う路線認定で、適正な処理をもとにされてあると思うんですが、直接これじゃなくて、接続した全面の既存の道路ですね、そちらについての質問ですので答えにくいかもしれませんが、答えられる範囲でお願いします。</p> <p>これですね、朝日の200号線と386の信号の1つ手前の狭い信号ですね、あそこから入った一番奥にあるんですね。この路線にはですね、ここ何年前から何軒も家が建っているんです。今回たぶん6軒ほどがまた開発されて建ったと思います。</p> <p>そうすると一番出てきた信号というのがですね、道幅が4mしかないんですね。あそこは中牟田村と朝日東、朝日西、二の一部の子どもがあそこを通学しているんです。そしたらですね、ものすごくやっぱり危険なんですね。あそこは両方がブロックですね。だから奥の方はもう適正に処理がされてあるから、もうどんどん、どんどん、これは開発のほうになるかもしれませんが、許可をしてですね、一番手前のやっぱり主要幹線に接続する部分についてはもうそのまま進めるっていうですね、その処理がですね、これは果たして適正なものかですね、その辺りをご回答をお願いします。</p>
議長	建設課長
建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>開発に伴いましてですね、接道する町道の改良をですね、開発業者に負担させることは非常に難しい問題だというふうに考えておりますので、今後の道路改良事業のですね、ご提案という形で受け止めさせていただきたいと思います。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第4号「町道の路線認定について」を、採決します。</p> <p>議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第4号「町道の路線認定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第5	
議長	<p>日程第5 議案第5号「町道の路線廃止について」を、議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第5号「町道の路線廃止について」を、採決します。</p> <p>議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第5号「町道の路線廃止について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 議案第6号「町道の路線変更について」を、議題とします。</p>

	これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第6号「町道の路線変更について」を、採決します。 議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第6号「町道の路線変更について」は、原案のとおり可決されました。
日程第7	
議長	日程第7 議案第7号「筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第7号「筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第7号「筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第8	
議長	日程第8 議案第8号「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第8号「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第8号「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第9	

議 長	日程第9 議案第9号「筑前町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第9号「筑前町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第9号「筑前町税条例等の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第10	
議 長	日程第10 議案第10号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	この事業の工事期間は、いつからいつまででしょうか、お尋ねします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんが、1月20日から3月の20日だったと思います。詳細につきましては、後ほど報告をさせていただきます。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第10号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第10号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第11	
議 長	日程第11 議案第11号「筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 横山議員
横山議員	全協での執行部側の説明や過去4、5年の収支状況の資料によりますと、平成28年度の運営経費は、基金を繰り入れても赤字決算になるということ。それから、平成29年度以降も厳しい状況と聞きますが、その対応策として、町長はどのようにお考えでしょうか。
議 長	町長

町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>基本的なことから少し述べさせていただきたいと思います。</p> <p>平和記念館の入館料金引き上げについて、考え方なりを説明させていただきたいと思っております。</p> <p>申し上げるまでもなく、記念館は、合併時に様々な議論され、建設計画に計上されたものでございます。</p> <p>計画はされたものの事業化にあたりましては、推進意見もあった反面、前例のない事業であり、みなみの里とあわせて反対慎重論も住民、議会から出されたところでございます。</p> <p>反対慎重論等の多くは、収支運営についてであります。赤字の垂れ流しは許されない、赤字になった場合の責任は誰が取るのか、といった意見がほとんどでした。</p> <p>赤字運営にならないよう、最大限の努力をしていくと答えながら事業を推進し、入館者数の増、収支改善に努力をしているところでもあります。</p> <p>開館当時は入館者6万人、もし8万人であればフルコストであっても収支は十分に取れると推計したところでもございます。</p> <p>開館後も議会等から運営収支について、厳しい意見をいただいたところでもございました。</p> <p>しかしながら本年度の入館者、約10万人程度と見込んでおりますけれども、それでも、基金を繰り入れても約600万円。基金は臨時的ではございますが、入れたとしても600万円からのマイナス決算となる見込みであります。</p> <p>本年度は熊本震災の影響があったとはいえ、次年度以降も影響は避けられないと見ております。</p> <p>また、昨年度は戦後70年、「永遠のゼロ」の映画化等の効果も大きなものがあつたことはご承知のとおりです。</p> <p>したがって、来年度は13万人を目標としておりますけれども、増床効果はあるとはいえ、厳しい状況だと見ております。財源不足は避けなければなりませんので、年度途中でも不均衡が予測されれば歳入見込みを減額し、併せて歳出を減額する手法を取らざるを得ません。それが町民の方に負担をお願いするかであります。</p> <p>本館は、平和の発信基地としての根幹は、職員の人件費やハード事業等の町費負担で貢献しているということは、住民にお知らせしているところでもございます。</p> <p>本年度の増床工事、工事財源につきましても、県の助成、合併特例債を充当するにしても約4,000万円程度は町費負担が必要でございます。</p> <p>また、運営においては、行財政の基本でもありますけれども、入りを量って出を制す、これは行財政の基本であります。大半の受益者が町民である筑前町の公園等は、わずかではありますけれども、交付税措置があります。</p> <p>しかしながら、記念館は特殊事業でございますので、こういった交付税の算入はなされません。また、入館者の95%以上は町外の方、さらには県外の方々であります。おもてなしは重要であります。採算性のない対応は継続が困難です。</p> <p>うちの記念館は、鹿児島島の2つの記念館よりも、来館者1人当たりの経費も含め、職員数も多く、濃密な案内をしていると考えております。その分だけ来館者1人当たりのコストも多くかかっていると言えます。</p> <p>したがって、今回の100円の引き上げをもし4月から適用すれば、今回は10月で提案しておりますけれども、概算1,000万円の増が期待できると試算します。</p> <p>そのことにより収支均衡が、苦しいけれども改善が見込める。もし増ができなければ、経費の削減が必要になると。このことは職員の士気にも影響すると思えます。</p> <p>食と平和の町づくりを標榜する筑前町といたしましては、開館10年目を控え、より安定した運営のために、住民と来館者に理解を得る改善策をはかる必要があると、</p>
-----	---

	その一環として提案するところでございます。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	<p>今、町長から詳しく説明をいただきました。</p> <p>今回補正でも入館料830万ですか、の補正で減額をされております。たいへん厳しいとは、私も理解はするんですが、ただ、私が27年度やったですかね、一般質問をしたときに。平成21年度から27年度までの収益を質問したんですが、トータルで2,300万円の黒字ですと、2年間は職員の給与を充てとったけど、それでも黒字なんだということで、私は答弁をいただいております。</p> <p>それで町長言われるように、今度赤字の場合は基金から繰り入れないかんということ言われますが、トータルでいけばですね、私はまだ債務超過には陥っとらん、まだまだ黒字であると。また10月からであればですね、私は3月までじっくり、何と言いますか、費用対効果を含めて経費をどのように考えていくか、じっくり考えてですね、僕は来年からの考えでいいじゃないかという気がするわけです。もう少しそこら辺を含めてですね。</p> <p>やはり予算の精査をじっくりしていただいて、そして来年度なりに、もしそれでもだめなら私も気持ちは分かるんですが、この頃も住民の方からお伺いしました。先週の土曜日だったと思うんですが、私がこういうことを提案したんですが、やはりじっくり構えて、やはりなるべく赤字を出したらいかんという気持ちは分られました。しかし、そこら辺をじっくり考えろというようなですね、やはり意見を私は多く聞いたんですが、私もまたそういう考えです。</p> <p>そここのところをですね、ぜひ、来年からじゃどうかということで考えておりますが、町長の見解をお尋ねします。</p>
議 長	企画課長
企画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>平和記念館の収支につきましては、平成21年10月からオープンさせていただきました。平成21年10月から半年間で13万人のお客様に入っていただきました。その後22年度は16万5,000人ということで、この21年、22年につきましてはですね、運営費のみの収支を見ればですね、確かに黒字でございました。</p> <p>ただ、10億円という大きな事業費を使って、合併特例債でやった事業でございます。そのうちの約3割はですね、特例債のうちの3割は、それぞれ一般財源を交付税措置がないためにしていかなければならないという状況もございました。</p> <p>先ほど議員が言われましたように、21年度の収支の運営のところからいけば、黒字の部分が出てきているかもしれませんが、23年、24年とそれぞれ500万、あるいは1,000万のですね、赤字が出たところでございます。</p> <p>25年、26年、27年は、先ほど町長も言いましたように、12万6,000人から13万1,000人程度のお客様が入りましたので、それぞれ50万から460万程度の黒字が出ておりますけれども、28年度につきましては、先ほど町長が言いましたとおり、約600万の赤字になる予定でございます。</p> <p>そういったところを含めて、平成27年度のですね、当時の企画課長の答弁だったというふうに思っております。</p>
議 長	まだ説明ありますか。 町長
町 長	<p>お答えいたします。</p> <p>今の説明をいたしましたけれども、今後は非常に厳しいわけで、今回条例提案させていただいても、実質的には翌年度からになるわけです。10月まではですね、ほとんどの来館者は10月までに集中するわけでございますが、実質的には翌年度からし</p>

	<p>かこの効果が表れないということになるかと思えます。</p> <p>そういったことと同時に、この案件は非常に私どもも真剣に、急に思い立った話ではございませんで、いかにして収支を上げるかということで努力をしております。ふるさと納税にしてもしかり、本来のふるさと納税の目的は、こういった記念館こそ寄附をいただくべきだという思いもいたしまして、いくらかの宣伝もいたしましたし、今、寄附をいただいておりますのは、このあくまで建物の残について、補助残について寄附をいただいているということでございますので、今の寄附は、この運営費には充てられないだろうと、そのようなことも考えているわけでございます。</p> <p>したがって、非常に厳しい状況であると。そのときの不足額はどうか調整するかということでございまして、一般会計だから全部一緒に考えればいいじゃないかと考えもありますけれども、やはり独立採算的に考えるべきだと。</p> <p>例えば国保会計だったら、こういった収入と支出の差が出た場合、どのような対応か。1つは一般会計にお願いして繰り入れしていただく。もう1つは、翌年度の歳入を繰り入れて当該年度で使う。いわゆる繰上充用、これを繰り返すと赤字が厳しくなっていくわけでございますけれども、そういった手法があるかと思えます。</p> <p>そういったことも考えまして、今やるのが即、来年度すぐ全面的に反映されるものではないと。1年半は周知期間も要ると。そういったこともご理解いただければと思うところでございます。以上でございます。</p>
議長	梅田議員
梅田議員	<p>お尋ねをいたします。</p> <p>28年度推定10万人と見込まれておりますが、入館料というのは、大人、高校生、小中学生というふうに区分されております。</p> <p>大人と小・中・高と分けた場合、入館者数が、どういう10万人の割合と言いますか、なっておるのか、お聞かせ願いたいと思えます。それと、これは合併特例債事業であったわけですが、もう償還が行われていると思えますが、いつから償還開始されて1年間の、現在の償還額を、たぶん20年ぐらいたと思えますが、それについてお尋ねいたします。</p>
議長	企画課長
企画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>入館者の、いわゆる子どもたちとですね、大人の方たちとの割合でございまして、大体お子様がですね、2万人から3万人程度ではないかなというふうに思っております。</p> <p>この数年間、修学旅行生の数がですね、大体2万人前後推移をさせていただいております。あと一般のお客様として家族連れもみえますけれども、やっぱり大多数はですね、大人のお客様ということで、子どもたちの数はきちっとした数字は今手元に持っておりませんが、2万人から3万人程度になるというふうに思っております。</p> <p>それから、合併特例債の件につきましても、ちょっと詳しいデータは今手持ちに持っておりませんが、10億円の事業に対しまして、約3億円が一般財源の持ち出しということになりますので、20年間の償還にしましても、元金だけでですね、1,500万、今回の増築につきましても、約1億円合併特例債を使用させていただきますので、それでも3割程度は一般財源ということで、3,000万から4,000万はですね、一般財源の持ち出しとなって、これを償還期間にあわせて返還をしていくということになると思えます。</p>
議長	梅田議員
梅田議員	入館者がですね、修学旅行生が多いと言われている中で、今聞きますと、大人の方

	<p>がやっぱり7万から8万人ということでございます。修学旅行への働きかけは、今後もちろん頑張っ続けていただきたいと思います。高齡社会が進む中で、やはり多くの方が観光とか旅行とか、そういう出かける方たちが多くなってくると思いますので、やはり大人の方への働きかけというのをですね、県外、九州外問わず、その辺の努力をしっかりとお願いしたいと思いますし、国におきましては、2020年度は4,000万の外国の観光客を見込むというか、そういうふうにならざるを得ないというふうな状況でございますので、やはり国内だけではなくて、海外への発信と言いますか、そういうこともしっかりと努力していく必要があるというふうな考えております。</p> <p>それで、消費税が8%になったときには、上げられなかったということなんです。消費税が10%になった場合の入館料はどのようにお考えになるのでしょうか。</p> <p>それと掩体壕周辺の公園整備ですが、これは、大刀洗平和記念館とは、もう全然別にして、公園事業という形で都市計画課のほうで予算化されてされるということになるのでしょうか。お尋ねします。</p>
議 長	副町長
副町長	<p>お答えします。</p> <p>まず、掩体壕に関しましてはですね、昨日それこそですね、業務委託しておいた会社のほうから報告がありました。整備をするにはかなりの金額がかかるというふうなことでですね、</p> <p>しかし、まずはこの平和記念館、これがやっぱり黒字経営ならですね、そういう事業には取り組みたいと思っておりますけれども、まずは、第一義的には平和記念館をですね、安定した運営ということが、一番ではなかろうかというふうに思っております。</p> <p>それと最初に言われた件につきましては、ちょっとですね、聞き洩らしておりましたので、消費税ですね。</p> <p>消費税につきましては、今後2年後ですかね、2年後の10月ですかね、また、その時点でですね、状況を見ながら判断すべきだというふうに、一応今のところでは思っております。以上です。</p>
議 長	川上議員
川上議員	<p>オンリーワン事業としてですね、ファーマーズマーケットと平和記念館が設立されたんですが、そのファーマーズマーケットですか、あそこは私が見てみますと、やはり地域の方が非常に支援していこうというような形で、ボランティアと言いますか、一生懸命手伝っておられるということをお聞きします。</p> <p>ただ、この平和記念館についてはですね、そこら辺が何とも見えてこないかなというふうな気がするわけですね。それで、平和記念館が設立するときに、これ私もすぐ加ったんですが、大刀洗平和記念館を支える会というような形かできました。1,000人から以上おらっしゃったと思うんですよ。</p> <p>ただこれは、ここに来ていただいて、いろんな方を紹介して入館者を増やそうというような目的で作られたんですが、それも大事なことなんです。あそこを支えていくぞというようなですね、私は、組織があったらまだいいんじゃないかなという気がするわけですね。それは地域の方々、今言うそこで本当に悲惨にあった、山隈、原地蔵、高田、野町、あそこの方は非常にその戦跡、悲惨さも詳しいし、また、そういうことに対しては、非常に強力な方がおらっしゃると思うんです。そういう方を募ってですね、こういうふうな問題が発生したときに、どうしていくかということも含めてですね、私は対策が必要じゃないかなということを非常に考えておりました。また、そういうことも話してみました。</p> <p>そしたらそれは、私は1つ南部コミュニティで専門委員会を立ち上げたらどうかということで、会長に話してみたんですが、それはちょっと無理だろうと。やはりそこ</p>

	<p>は記念館で立ち上げてもらえたら、私たちは協力するというようなことまで言われたわけです。</p> <p>ですから私たちは、やっぱりそういうふうなことまでして行ってですね、やっぱり地域が一緒になって取り組むというような体制をですね、私は作っていかんと、ただ職場と、あそこの人が一生懸命頑張っても、このような事態が起こったときにですね、良い対策が出て来んじゃなからうかと考えております。</p> <p>ですから、そこら辺も含めてですね、私はじっくり1年間考えて、そういうものを作ったらどうかということまで含めて提案しているんです。つもりです。</p> <p>ぜひ、検討をお願いしたいと思いますが。</p>
<p>議 長</p>	<p>町長</p>
<p>町 長</p>	<p>お答えします。</p> <p>まさに必要だろうと思います。盛り上がりがですね。</p> <p>ただそれも収支が安定しているということが前提ではなからうかと思うわけです。</p> <p>あくまでですね、これは教育施設か、観光施設かというのが、非常に立ち上げ時に議論が起きました。それは両方だろうと。これはですね、だから教育施設であるかもしれない。ならなんで入館料を取るんだという話が出て、やっぱり観光的な意味合いも持つということで、議論の末、この建設に至ったということでございます。</p> <p>だから観光施設であるならば、経済的効果は当然いただかなければ維持できないようなシステムであるということでございます。これは、教育施設であれば、当時県なり国なりの補助金があったでしょう。しかし、やっぱり観光施設ということで、全くの補助事業ではございませんでした。そういったこともあって、ぜひ収入を得る、そして収支が取れる運営をしていくことが前提で平和を発信していこうと、そのことが継続性に繋がるということだと思っております。</p> <p>それとよく引き合いに出されますけども、南九州の知覧ですね、知覧と加世田、非常に対照的な施設でございます。運営でございます。加世田のほうは300円です。知覧は500円です。でもどちらが入込が多いかということ、間違いなく知覧でございます。内容の良し悪しは別にいたしまして、特徴ある取り組みをしてられるからだろうと思っております。</p> <p>うちの場合もですね、しっかりとした取り組みをしていただいているんです。私、内容的には正直言いまして、それなりのものだろうと思っております。頑張っておられるから。ボランティアの方も結構やっておられます。その方々のせめてですね、コストだけは受益者から頂いても何らおかしくはないんじゃないかと。むしろ主張すべきじゃなからうかと。それも何千円とかいただくんじゃないかと、プラス100円いただければ、いくらかの収支が取れる見通しが立つ。これはまた、町民の方々にもですね、町民の方々に負担を求めるのか、それとも受益者に負担を求めるのか、という立場に立てば、私は町民の方に話をするときに、これはやっぱり100円ぐらい、方にしていただいて、そこで町が利益を言っているわけではないと、いうことを理解していただく努力をすべきじゃなからうかと、そのようにも考えるところでございます。</p> <p>このままいけばですね、非常に切り詰めになるのか、町民の方にさらにもお願いしていくのか、どっちにしろ財源が不足すれば何らかの手を打たなければならないわけですから、まずは、一般的な歳出を切り詰めるところからやらなければ、住民の方も納得してもらえないだろうと思っております。</p> <p>そういったところで、総合的に考えて、今年やっても来年度にはもうほとんど影響がないと、翌々年度しか影響が出ないということも考え合わせますと、ぜひご理解をいただきたいというのが私どもの立場でございます。</p> <p>でも言われるようにですね、非常に多くの方々が積極的に、今度の27日にしましてもですね、協力していただいております。花植えにしても協力いただいております。</p>

	この気持ちを大事にするためにも、やはり運営は健全であるべきだろうと思っております。以上でございます。
議長	これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 山本議員
山本一洋議員	私は、反対という立場で討論をしていきたいというふうに思います。 まず第一に、平和記念館入館料の引き上げにつきましては、増築費用を賄うためのものという考えもあるようですが、記念館の収支などの状況を見ますと、平成23年から24年は、役場職員の人件費を省くと黒字となっており、平成25年から27年までの運営費の黒字額を見ましても総額848万円となっております。 入館者も平成27年度は13万人でありましたけれども、平成28年度は熊本地震の影響もあり10万人と落ち込んでいます。これは想定外の状況であり、今後もさらに入館者増に向けて、努力をしていかなければならないと思っています。 第2に、本来この大刀洗平和記念館は営利を目的としない文化施設であると考えております。大刀洗平和記念館は町のシンボルとして、平和を守り、平和の重要性を伝え続け、記念館の魅力を全国に情報発信することにより、筑前町の知名度も上げることが出来ます。そのことは、筑前町住民の誇りに繋がるのではないかと考えています。 この平和記念館の当初の建設計画を議会に提案しましたときには、運営費だけは入館料で賄うことができるよう最大努力をすること、また、入館料はワンコインにすることで、入館者が安定するのではとのことでありました。また、全国の平和記念館のほとんどが500円であります。 しかし、だからと言っても、採算を全く考えなくていいものではありません。まずは改善や自助努力を行うことが先ではないかと考えています。 地域の方々の協力や修学旅行者の資料代などを徴収することなどを考え、また、分かりやすい展示、企画展、語り部、映像、営業などでリピーターや修学旅行、団体など入館者を増やす努力をしていくことが、入館料を引き上げる前にしなければならないことではないでしょうか。 以上のことから、私は、大刀洗記念館条例の一部を改正する条例については、反対といたし、討論といたします。
議長	次に、原案に賛成の発言を許します。 一木議員
一木議員	賛成の立場から、賛成討論をさせていただきます。 オンリーワン合併事業、大刀洗平和記念館は、平成21年10月開館以来7年を経過いたしました。館運営に限りなく努力を重ねて来られました。 修学旅行者など順調な来館者増であったが、昨年発生した熊本地震などにより影響を受け、年間13万人を超えた来館者が、平成28年度は10万人ほどと減少し、赤字経営になる見込みが生じました。ちなみに平成24年度は9万5,000人の入館者で、約1,000万円の赤字でございました。 この事業は合併特例債事業であり、約3億円が町住民の負担、毎年6,000万円返済の7割は交付税だが3割の1,800万円は町、住民の負担、今回必要な増改築費約2億円の一部も町住民の負担がかさむ。さらに来館者減による赤字が重なる見込みだが、館の健全運営、経営及び今後の維持管理を含め、これ以上町費を投じることは避けたい。また、町財政上の町民負担をこれ以上増やすべきではない。 よって、一部100円の値上げはやむを得ない。来館者になお一層満足した学習の場を提供するとともに、さらに充実した施設を提供することで、値上げは理解してもら

	<p>えると考えます。</p> <p>よって、値上げ賛成を表明し、賛成討論といたします。以上です。</p>
議長	<p>次に、反対者の発言を許します。</p> <p>石丸議員</p>
石丸議員	<p>私は、反対の立場から討論に参加をしたいと思います。</p> <p>人口3万弱の小さな町に、それこそ身の丈以上の大刀洗平和記念館が設立された。その意義を今一度思い起こしてみたいと思います。</p> <p>言うまでもなく、当記念館は過去の過ちを二度と再び繰り返さない誓いを新たに、平和への情報発信基地として、平和へのメッセージを発信することを基本理念として、設立されたものです。</p> <p>また、この理念は、未来永劫にわたり平和を希求する本町の強い決意を示し、次世代への教育的役割を果たさんとするものであります。</p> <p>もちろん施設を継続、運営していくためには、黒字採算になることが望ましいことは言うまでもありません。が、採算を取るために入館料を上げるというのは、少し拙速すぎるのではないかと、他に収益増を図る手立てについて、どれだけ検討されたのか、甚だ疑問に思っています。</p> <p>さらに今回の入館料を見ますと、大人も子どもも一律100円のアップとなっています。そこには小中学生に対する何らの教育的配慮も感じることができません。</p> <p>ちなみに、他の施設の小中学生の入館料は、ほとんどが200円以下、若しくは無料としていることの意味、それこそが平和記念館設立の基本理念を具現化したものだろうと考えています。</p> <p>これまで本町は、将来を担う子どもの教育費は、未来への投資であるという観点から、教育施策の充実には全力を注ぎできました。それが今日では教育を大切にす町として高い評価を得、それがまた本町の宝であり、誇りである。そのような思いは多くの町民が共有しているところだろうと思っています。まさしくわが故郷の自慢の1つであります。人は守るべきものがあってこそ、強くそしてやさしくなれるとも言われます。</p> <p>本町には幸いにも、大刀洗平和記念館があります。もちろん財政の厳しさも承知しているところです。その上でなお、守るべきものを必死に守ろうとする姿勢こそを後世に伝え、受け継いでほしいと願っています。それこそが当記念館の基本理念にかなうものであると確信していることを申し述べ、反対討論とします。以上です。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成の発言を許します。</p> <p>横山議員</p>
横山議員	<p>賛成の立場から意見を申し上げます。</p> <p>先ほど質問をいたしまして、町長からいろいろ答弁がございました。だぶるところもございますけれども、私の思いを話したいと思います。</p> <p>言うまでもなく大刀洗平和記念館は、筑前町が平和を発信する目的でつくられた建物です。建物がある以上、管理、維持していく必要がございます。これに係る運営経費をある程度賄えるようにしなくていけないと思っています。</p> <p>本来であれば、いろいろ先ほど話が出ましたけども、本体建物及び増築建物の費用並びにサービスを向上するための設備費用は、入場料ほか関連の諸収入で賄うべきであるはずですが、しかしながら、それらをすべて賄うことは、できないことは分かっております。が、少なくとも人件費を含めた運営経費の大半は、入場料や売店グッズなどの収入で賄うべきと考えます。</p> <p>熊本地震での、修学旅行などの団体客の減少により、一時期の入場者の減少はあると思います。さらに増築部分の維持管理費用の増など、今後厳しい状況は続くことが</p>

	<p>懸念されます。執行部は、新しい増築施設をはじめ、増築施設を含め、今まで以上の魅力ある施設とし、売店グッズの拡充など見直しを含め大いにアピールをして、来館者増員を目指していただきたい。今後、先ほど話があったように、平和発信関連の掩体壕の整備など、今まで以上の費用支出が予想されます。何よりも大刀洗平和記念館関連施設の運営経費が、町税、町民の皆様方からの負担増にならないようにしなければいけないと思います。今後予想される入場者減少や施設整備に係る諸事情を勘案し、現状の厳しい状況では入場料の値上げはやむを得ないのではないかと思います。よって賛成といたします。</p>
議長	<p>次に、原案に反対者の発言を許します。 河内議員</p>
河内議員	<p>反対討論で縷々述べられましたので、簡単に反対討論をしたいと思います。 増築の際に、入館料値上げの話は一切ありませんでした。また、増築した理由は、修学旅行生の受け入れを容易にする。他の場所へ移動して説明するなどをなくすためと聞いています。 全国へ平和を発信する施設として発足した平和記念館です。入館者も13万人を超える当初の予想をはるかに超える方々が来館されています。28年度10万人というのは、熊本地震の影響であり、突発的なこととして捉えるべきです。 現在の入館料を据え置き、さらなる入館者増のため努力をしていただきたいと考えます。 よって反対を表明し、討論とします。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。 梅田議員</p>
梅田議員	<p>私は、この大刀洗平和記念館条例一部改正に賛成の立場で討論をいたします。 大刀洗平和記念館事業は、計画のときから、先ほど町長の話にもありましたように、夕張市の財政破たん問題が大きく取り上げられている時期でもあり、入館者数そして集客の不安、心配、収支は大丈夫なのか、赤字になり借金だけが残ることになるのではないかなどなど、本当に当初から事業を不安視する多くの町民の声がありました。 私、平成19年3月議会で一般質問をさせていただきまして、議事録を確認してみました。この私の質問に、当時手柴町長の特命を受けて、事業計画に取り組みされておりました当時の収入役の説明では、収入は、入館料大人600円、子ども400円、団体はそれぞれ100円引きで計算、収益分岐点を6万1,500人で計算すると3,230万円。目標は10万人の入館を目指していると言われていました。 支出は、維持管理費、人件費、宣伝費等々で3,200万円、収支はプラス30万円という試算が出ておりました。併せてこの合併特例債の返還につきましても、当時の財政課長に質問をいたしまして、返還期間20年で計算すると、そのときは年間大体6,200万円の見込みという回答でありました。当初計画と比較いたしますと、入館者は100万人以上となり、入館料を100円低く設定したにもかかわらず、現在収支も30万円超えておりました。このことにつきましては、職員をはじめスタッフの方々の頑張り、努力というのは評価できると思いますし、本当に認めないといけないと思います。 実は当時の手柴町長は、この合併特例債を使うので、純手出しは3分の1となるとはいえ、住民の税金であるので、元を取るような制度を作っていかなければならない。しっかり赤字を垂れ流さないような施設にしていかなければならない。と答弁をされました。 今言いましたように、入館者10万人ではございますが、実質、じゃあ本当にこの合併特例債を入れてプラスになれば償還でプラスにはなっていないわけです。平成28</p>

	<p>年度熊本地震の影響で収支は先ほど言われましたマイナス568万円となっております。入館者が戻ることを願いますが、現状はなかなか厳しいのではないかと思います。この合併特例債の返還額が資料をいただきましたが、それには含まれておりませんので、実質は赤字と捉えます。今後全協でお話されました施設の修繕、改修等が発生します。そういうことの説明もございましたので、これは誰にとっても負担が少ないほうがいいわけですが、このままでは合併特例債の償還に加えて、さらに町の財源をつぎ込むことになり、町民負担は増加すると考えます。</p> <p>私は日ごろから子育て支援に対して、子どもたちへの未来への投資は大事でございます。しかし、町民負担が増え財政を圧迫するようになりますと、その未来への子どもたちの負担投資は厳しくなると考えます。</p> <p>本当に今執行部はこのたび非常に苦渋の決断で、この改正案を出されてきていると思います。やはり町民負担の軽減をはかるためには、決断すべきだと考えます。</p> <p>そういうことで賛成いたしますが、最後に一言付け加えますと、入館料の値上げに甘んじることなく、経費削減の努力、また、集客へのさらなる営業努力、そしてグッズ売り上げやその他収益を上げる方策にしっかり知恵を出していただき、取り組んでいただきたいことを切に願い、以上、賛成討論といたします。</p>
議長	<p>次に、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>これで、討論を終わります。</p> <p>これから、議案第11号「筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手少数です。</p> <p>したがって、議案第11号「筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を改正する条例の制定について」は、否決されました。</p>
休憩	
議長	<p>ここで休憩します。</p> <p>午後3時15分から再開します。</p> <p style="text-align: right;">(15:03)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(15:15)</p>
議長	<p>先ほどの河内議員の議案第10号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の質問の件で、農林商工課長から発言の申し出がありますので、これを許可します。</p> <p>農林商工課長</p>
農林商工課長	<p>先ほどの河内議員のご質問の中で、工期の質問がございました。</p> <p>正しくは、平成29年2月3日から3月27日でございます。お詫びを申し上げ、訂正させていただきます。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>附則にですね、29年1月1日から適用するとあるんですが、工期が2月なのに1月から適用する必要があるんですか。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	<p>お答えいたします。</p> <p>この工事につきましては、平成28年第4回定例会において補正予算を計上させていただきました。その関係で業者決定前に分担金の一部改正を遡って決定をさせてい</p>

	ただきたいということで、1月の日付を取らせていただいたところでございます。以上です。
日程第12	
議長	日程第12 議案第12号「筑前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第12号「筑前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第12号「筑前町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第13	
議長	日程第13 議案第13号「平成28年度筑前町一般会計補正予算(第6号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の17ページです。 19日企画費、19節負担金補助及び交付金、甘鉄安全輸送設備等整備事業負担金、この事業内容を説明願います。
議長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 甘鉄安全輸送設備等整備事業負担金につきましては、甘木鉄道を安全に輸送するためにですね、レールの交換、車両の検査、修理等々、踏切等の点検あるいは交換といったですね、諸々の安全対策がございます。 こういった部分につきましては、国が3分の1、それから県が9分の2、それから市町村が3分の1、それから甘木鉄道の株式会社さんのほうが9分の1ということで負担割合が決まっております。 今回補正をさせていただきました分につきましては、国の予算が平成28年度に付いたということですね、それに併せて県や各市町村のほうにも甘鉄のほうからですね、これに併せて補正を組んで、事業そのものは繰越明許、また予算の中で入れさせていただいておりますけれども、28年度事業として対応させていただく分でございます。
議長	梅田議員
梅田議員	予算書の22ページの3款2項1目、報酬のところの言語聴覚士報酬なのですが、これは、ことばの教室の幼児部の説明だったと思いますが、この10万円減になった要因と言いますか、それについて説明があったのかもしれませんが、私が聞き逃したのかもしれませんが、説明を求めます。
議長	こども課長
こども課長	お答えいたします。

	言語聴覚士さんをお一人お願いしておりますけれども、その方の健康状況とかですね、あとは予約が入っていた児童のキャンセルなどによって教室が開けない場合の減額になっております。
議 長	梅田議員
梅田議員	予約取り消しがどういう理由だったのかというのは様々あるんでしょうけども、言語聴覚士さんの体調不良と言いますか、それはちょっと利用される方からすればかなりの問題じゃないかなと思いますけど、もう現状は大丈夫なんでしょうか。
議 長	こども課長
こども課長	大丈夫でございます。 その体調不良によりお休みする場合につきましては、また別の日にその子どもさんについては予約を取り直しておりますので、そこら辺もフォローはしております。
議 長	梅田議員
梅田議員	29ページの夜須中学校の修繕費なんですが、これは説明は確かプールだったと思います。29ページの夜須中学校の修繕費、需用費の中の11節需用費の修繕費、これについて説明を求めます。
議 長	教育課長
教育課長	ご説明いたします。 防火点検の定期点検によります指摘事項でありまして、防火扉の補修でございます。主なものはそういうことでございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	学校関係のいろいろそういう修理とか今の件でもそうですが、それはやっぱ学校長を通じて教育委員会のほうにいろんな不備があった場合とか修理が必要とかというのは要望が上がってくるんでしょうか、事務を通じてどんなふうにもその要望等が上がってくるのかなと思ってお尋ねします。 実はですね、夜須中学校の体育倉庫なんですけれども、屋根がかなりもう錆ついている状況です。そういった要望というのは上がってきてないのかなと思おいて、あのままして果たして大丈夫かなというふうに見るたびに心配するわけなんですけれども、そういった要望というのはどういう形で上がってきて、今言いました倉庫の件は何か上がってきているのかどうかお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	言われたとおり基本は学校からの要望でございます。 今質問の倉庫の屋根の分につきましては把握をしております。今後検討課題と考えております。
議 長	梅田議員
梅田議員	ちゃんと要望が届いているのであればですね、見られて分かりますように年々赤錆が発生広がっておりますので、早めの処置をお願いしたいと思います。
議 長	河内議員
河内議員	予算書の29ページ、東小田小学校費の中の2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金、大刀洗平和記念館見学負担金が1万8,000円減になっておりますが、東小田小は大刀洗記念館の平和学習には行っていないんでしょうか、お尋ねします。
議 長	教育課長
教育課長	学校側の事務処理の誤りでありまして、本来町が負担すべき平和記念館の料金を学級費から支払っていたためでございます。 なぜ早く気づいて差し戻しできなかったのかということをお聞きしましたところ、気づくのが遅く伝票処理上、無理があったということでもございました。重々注意をしております。

議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第13号「平成28年度筑前町一般会計補正予算(第6号)について」を、採決します。 議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第13号「平成28年度筑前町一般会計補正予算(第6号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第14	
議 長	日程第14 議案第14号「平成28年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第14号「平成28年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」を、採決します。 議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第14号「平成28年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第15	
議 長	日程第15 議案第15号「平成28年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第15号「平成28年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について」を、採決します。 議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第15号「平成28年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第16	
議 長	日程第16 議案第16号「平成28年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について」を、議題とします。

	これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の7ページです。 1目公共下水道施設管理費の11節需用費、一番下の光熱水費が382万2,000円減となっておりますが、これは、予算を多く見積もっていたということでしょうか。
議長	上下水道課長
上下水道課長	お答えいたします。 28年度の予算の編成は、27年度の電気の実績に伴いまして予算計上をさせていただいております。その際の金額と今回、新たに請求をされました金額に、月10万程度の差が発生をいたしております。 内容を精査いたしますと、どうも消費電力量が少なくなっておるようでございまして、毎年更新しております機械の更新費用等々によりまして、使用電力の削減ができるような省エネタイプの更新をこの間ずっとやって来ておりますので、そういった影響が伴ったものではないかというふうに想定をいたしているところでございます。以上でございます。 申し訳ございません。そのことをベースにいたしまして、平成29年度もそのような減額の予算を計上させていただいているところでございます。
議長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第16号「平成28年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について」を、採決します。 議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第16号「平成28年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第17	
議長	日程第17 議案第17号「平成28年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第17号「平成28年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」を、採決します。 議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第17号「平成28年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第18	
議長	日程第18 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(池田・

	<p>向原線道路改良事業及び調整池築造工事の請負契約の変更)」を、議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長</p>
都市計画課長	<p>追加議案書の2ページをお願いいたします。 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長が言われましたので、省略させていただきます。 次の3ページをお願いいたします。 平成29年専決第1号、専決処分書。 平成28年4月28日付け第31号議案をもって議決された工事請負契約の締結(池田・向原線道路改良及び調整池築造工事)に係る議決内容の一部を別添のように専決処分する。 平成29年2月20日、町長名でございます。 4ページ、工事請負契約の変更内容。 工事名 池田・向原線道路改良及び調整池築造工事 契約の方法 変更前 指名競争入札 変更後 随意契約 請負契約額 変更前 1億8,889万2,000円 変更後 1億9,241万2,800円 工事請負人 朝倉郡筑前町東小田2797番地 株式会社 岡嶋建設 代表取締役 松本 広 参考 工事箇所 筑前町四三嶋地内 工事概要 別表のとおり 工期 平成28年5月2日から平成29年2月24日まででございます。 以上で、説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員</p>
河内議員	<p>別表の中に、車道上層路盤工とか歩道アスファルト舗装工などなど4カ所新規にありますますが、これは設計の段階で想定していなかったんでしょうか、お尋ねします。</p>
議長	<p>都市計画課長</p>
都市計画課長	<p>お答えいたします。 当初予算の範囲内では今議員ご指摘がありました、車道上層路盤工、歩道アスファルト舗装工、歩道路盤工の費用まで捻出することができませんでしたので、設計上入っておりませんでした。それから農水管布設工につきましては、元々道幅の狭かった道路の中に農業用水管があり、支障物件となったことが判明したため、布設替えを要したものでございます。 それを基に入札執行残を利用いたしまして、この新規工種分を工事費として執行している状況でございます。</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)</p>

議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（池田・向原線道路改良及び調整池築造工事の請負契約の変更）」を、採決します。</p> <p>承認第2号は、本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（池田・向原線道路改良及び調整池築造工事の請負契約の変更）」は、承認することに決定しました。</p>
日程第19～ 日程第26	
議 長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第19から日程第26までを一括議題とします。</p> <p>一括議題とした日程第19 議案第18号から日程第26 議案第25号までについて、予算審査特別委員長の報告を求めます。</p> <p>田中政浩委員長</p>
委 員 長	<p>予算審査特別委員長として、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。</p> <p>本会議で一括議題として付託されました議案第18号から議案第25号は、3月14日と15日の2日間慎重に審議した結果、本委員会は、お手元にお配りしました委員会審査報告書のとおり、原案のとおり可決されましたので、会議規則第75条の規定によって報告します。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。</p> <p>一括議題とした議案第18号から議案第25号までに対する委員長の報告は可決です。</p> <p>予算審査特別委員会において詳細な質疑をなされましたので、質疑を省略します。</p> <p>議案第18号「平成29年度筑前町一般会計予算について」討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>反対の立場から討論します。</p> <p>暫定予算と言いながら110億を超える予算規模では、これから膨れ上がっていくことは日の目を見るより明らかです。到底町民の理解を得られるとは思えません。</p> <p>よって反対を表明し、討論とします。</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成の発言を許します。</p> <p>他に討論はありませんか。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第18号「平成29年度筑前町一般会計予算について」を、採決します。</p> <p>議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議 長	<p>挙手多数です。</p> <p>したがって、議案第18号「平成29年度筑前町一般会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。</p>
議 長	<p>次に、議案第19号「平成29年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>河内議員</p>

河内議員	<p>反対の立場から討論します。</p> <p>高すぎる保険税は滞納者の増加を招き、ますます運営が厳しくなります。国に国庫補助金を元に戻すことを要求し保険税の引き下げを図り、滞納分の税の徴収にもう少し力を入れるべきと考えます。</p> <p>また、今回の高額療養費制度の見直しにより、外来の窓口負担の限度額が引き上げとなり、加入者により負担を強いることとなります。</p> <p>よって反対を表明し、討論とします。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>奥村議員</p>
奥村議員	<p>賛成の討論といたします。</p> <p>国民健康保険制度は医療のセーフティーネットとして地域住民の健康の維持・増進に重要な役割を果たしています。国保財政は厳しい状況が続いていますが、今回の予算は本町の国保事業運営において適正な内容と判断し、賛成いたします。</p>
議長	<p>他に討論はありませんか。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第19号「平成29年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を、採決します。</p> <p>議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手多数です。</p> <p>したがって、議案第19号「平成29年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第20号「平成29年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>反対の立場から討論します。</p> <p>75歳という年齢だけで医療保険を差別する制度そのものに反対であり、一日も早く元の老人医療保険に戻すべきと考えます。</p> <p>また、今回の軽減特例措置の見直しにより、被保険者約4,000人のうち約1,000人、4分の1の被保険者の方々の保険料が段階的に値上げされることとなります。下がり続けている年金生活者にとって大変な負担を強いることとなります。</p> <p>よって反対を表明し、討論とします。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>木村議員</p>
木村議員	<p>賛成の立場から討論します。</p> <p>後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を安定的に確保するための制度でございます。これは、高齢者医療のための予算であり適正な内容と判断し、賛成の意思を表明し、討論といたします。</p>
議長	<p>他に討論はありませんか。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第20号「平成29年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」を、採決します。</p> <p>議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手多数です。</p>

	したがって、議案第20号「平成29年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議長	次に、議案第21号「平成29年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 償還期限の最終段階というのに、未だに1億6,000万円もの未償還金の残があります。年400万程度の償還では、今後40年もかかることになります。法的措置も含め、後世の職員の方々に負担をかけないようにすべきと考えます。 よって反対を表明し、討論とします。
議長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 山本議員
山本議員	賛成の立場で討論をいたします。 住宅新築資金等貸付金の町の起債の償還は平成29年度で終了することになっておりますが、借受人からの返済金の受け入れもあると思われしますので、起債の償還が終わっても住宅新築資金等貸付事業特別会計は必要な会計と考えますので、賛成討論といたします。
議長	他に討論はありませんか。 これで討論を終わります。 これから、議案第21号「平成29年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を、採決します。 議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手多数です。 したがって、議案第21号「平成29年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議長	次に、議案第22号「平成29年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第22号「平成29年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」を、採決します。 議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第22号「平成29年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議長	次に、議案第23号「平成29年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第23号「平成29年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」を、採決します。 議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

	(賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第23号「平成29年度筑前町公共下水道事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第24号「平成29年度筑前町水道事業会計予算について」討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第24号「平成29年度筑前町水道事業会計予算について」を、採決します。 議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第24号「平成29年度筑前町水道事業会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
議 長	議案第25号「平成29年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第25号「平成29年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」を、採決します。 議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第25号「平成29年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第27	
議 長	日程第27 請願第1号「県内市町村における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化と行政手続法、行政手続条例の遵守に関する請願書」を、議題とします。 本件について、総務建設常任委員長の報告を求めます。 石丸時次郎総務建設常任委員長
総務建設常任 委員長	定例会初日の3月2日において、総務建設常任委員会に付託されました請願第1号につきまして、3月6日に委員会を開催し、審議をいたしました。 その審査の結果並びに結果について、ご報告を申し上げます。 請願第1号の結果は、お手元配布の請願審査報告書のとおり採択であります。 採択について、挙手による採決を行い、挙手全員により採択と決定しました。 請願審査報告書にも記載しておりますように、関係課からの聞き取り調査によりますと、筑前町では適正な窓口業務がなされているようですが、非行政書士による不当な書類作成や提出行為を未然に防ぐためにも、行政書士または行政書士法人でない者は、他人の依頼を受け報酬を得て官公庁に提出する書類を作成することができないと規定している行政書士法、行政手続法及び行政手続条例の遵守徹底を役場関係各課に求めることが適当と判断しました。 本請願が採択された暁には、先ほど申しあげました法令を遵守徹底されるよう町長宛に文書を提出します。 以上をもちまして、総務建設常任委員会の付託案件審査報告を終わります。全会一致でのご賛同をよろしくお願いいたします。

議長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、請願第1号「県内市町村における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化と行政手続法、行政手続条例の遵守に関する請願書」を、採決します。 請願第1号は、採択することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、請願第1号「県内市町村における行政書士法の遵守徹底による窓口業務の適正化と行政手続法、行政手続条例の遵守に関する請願書」は、採択することに決定しました。 したがって、請願第1号については、役場関係各課に法令遵守を指導することを願意としておりますので、町長に対しその旨を文書で提出いたします。
日程第28	
議長	日程第28 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件」を、議題とします。 議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
日程第29	
議長	日程第29 「常任委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件」を、議題とします。 各常任委員長から、所掌事務のうち会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
閉会	
議長	これで、本日の会議は全部終了しました。 平成29年第1回筑前町議会定例会を閉会します。 お疲れさまでした。

(15:56)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議長 矢野 勉

13番 議員 一木哲美

14番 議員 河内直子